

幸せな先生を増やし、子どもへの幸せ循環を創る
特定非営利活動法人 教員支援ネットワーク T-KNIT

2024年度 定例総会資料



2024年5月19日(日) 21:00~

オンライン開催

目次

目次	2
第1号議案	6
2023年度 事業報告	6
第2号議案	25
2023年度 決算報告	25
第3号議案	31
2024年度事業計画	31
第4号議案	38
2024年度 収支予算	38
第5号議案	40
役員の選任並びに承認を求める件	40

総会日程

20:30

受付

21:00

1. 開会の挨拶
2. 議長選出
3. 議事、議事録署名人選出

21:10

1. 第1号議案 2023年度 事業報告
2. 第2号議案 2023年度 決算報告
3. 2023年度 監査報告
4. 第3号議案 2024年度 事業計画
5. 第4号議案 2024年度 収支予算
6. 第5号議案 役員を選任並びに承認を求める件
7. 議長、議事録署名人解任
8. 役員挨拶、その他

22:00

閉会の挨拶

はじめに

活動開始から10年。

この活動は教育委員会に所属し、ICT支援から見えた先生の負担が子どもの幸せを奪っている現状を目のあたりにし、生まれました。

最初は校務支援をしたり、イベント的に授業を開いたり、教育に関わる活動をしました。

しかし、その結果、教員はまた空いた時間を別の仕事で埋めるだけでした。

「僕たちは教育界の対処療法をするのではなく、根本治療をしよう。」

そうして動き出した2018年からたくさんの失敗と成功を繰り返しました。

現在、メディアや、コロナの影響により、ブラックな労働環境ということが伝わり、教員になりたがる人がものすごく減ったり、レベルが高いと言われる教員が一斉に辞めるなど、ますます過酷になる教育現場となっています。

一方、教員を支援する民間企業が数多く増えたり、地域がオルタナティブスクール(フリースクール含む)、コミュニティ・スクールというように理想の学校を作ろうとする...など教育を支える動きは前年よりもさらに活発化しました。

T-KNITとしては方向性が事業を分け、チーム単位で動き、それぞれ課題がありながらもチームを整える一年となりました。ようやく会員からの提案も増え、今年から活発化していく流れになりそうです。

子どもも大人も誰もが認め合い、縁を紡いで絆を創り、なりたい自分を目指して1%ずつ成長できる。誰もが自分らしく在れる世界を目指して、T-KNITは縁を点から線へ、線から円にできるように未来への希望を編み込んでいきたいと思います。

NPO法人 教員支援ネットワーク T-KNIT 主な事業内容

- 対話事業
 - LHR
 - 法人内外のセミナー・ワークショップ
- 学校応援事業
 - 地域学校協働支援
 - 学校支援ツールの研究・開発
- 運営(事務局)
 - ネットメディアの運営
 - メールマガジンの配信
 - 会員コミュニティの運営・支援
 - 会計
 - 広報

第1号議案

2023年度 事業報告

対話事業

対話・熟議を主軸とした教員一人ひとりに学びと気づきを与える事業です。

LHR -Learn Hack Room-

学校の先生を中心に教育に強い関心のある方々が、業種や性別、年齢を問わずに集まり、対話をして明日からの教育活動をもっと良いものにしていく活動がLHR-Learn Hack Room-です。2022年度はオンラインのLHRの他、地域交流センターいわま「あたご」において実際に集まってのリアルイベントも実施しました。また、LHRをよりライトでくださったイベントLHR freeも新しくはじめました。

報告

日付	テーマ	参加人数
2023.4.15	探究学習	13人
2023.5.20	校則	11人
2023.6.17	キャリア教育	11人
2023.7.16	小中高大・学校間連携と接続	16人
2023.9.16	学校の意義と役割	8人
2023.10.21	誰一人取り残さない教育	11人

2023.11.18	不登校について	12人
2023.12.16	キャリア教育	9人
2024.1.20	生きる力	17人
2024.2.17	学びの多様化	10人
2024.3.16	教員の資質と能力	9人

LHR free

2023.5.6	教育費について。お金をかけずによい教育は可能なのか？	12人
2023.6.3	地域教育はどこまでか	9人
2023.7.1	教育への問題意識が生まれる契機とそれを発展させる条件	6人
2023.8.5	学校で教える働き方・キャリア	8人
2023.9.2	IT教育と子供達の取り組みと教師の取り組み	8人
2023.10.7	日本の義務教育はこのままで大丈夫か？	9人
2023.11.4	教師の質について	8人
2023.12.2	世界恐慌1929から世界大戦開始1941の庶民の思考を学ぶ	6人
2024.1.6	日本の「TOKKATSU」特別活動の意義再評価	6人
2024.2.3	生成AIの登場で教育は変わるのか？	6人

2024.3.2	義務教育を受けさせる目的	6人
2024.4.6	人は理解し合えなくても共存できる	10人

その他 講演・研修・活動

日付	テーマ	参加人数
2023.5.28	先生の悩みごとを聴く会	10人
2023.6.2	先生の社会科見学(金融編)	10人
2023.6.22	canva勉強会	11人
2023.8.4	は一りの部屋(会員間の対談)	2人
2023.8.6	あこがれ先生プロジェクト in いばらき	
2023.8.13	は一りの部屋(会員間の対談)	2人
2023.8.27	canva勉強会	5人
2023.8.30	は一りの部屋(会員間の対談)	2人
2023.11.2	ガイドゲーム(会員間の対話ワーク)	4人
2023.11.20	は一りの部屋(会員間の対談)	2人
2024.1.8	ひらしい流予祝会	20人
2024.1.13.	ガイドゲーム(会員間の対話ワーク)	5人
2024.3.8	ファシリテーションセミナープレ①	5人
2024.3.30	ファシリテーションセミナープレ②	2人

2024.4.13	ファシリテーションセミナープレ③	2人
2024.4.18	ファシリテーションセミナー	8人

ミーティング

No.	開始	内容
1	2023.5.25	今年度の経営方針
2	2023.6.14	ミーティング日程の調整・新メンバーの歓迎対話会
3	2023.7.27	会員の近況報告・事業の検討
4	2023.8.24	会員の近況報告・対話とは何かについて
5	2023.10.16	対話チームのあり方について
6	2023.11.29	来年度の事業について
7	2023.12.27	対話チームの現実と理想のギャップ
8	2024.1.25	T-KNITにおける対話チームの位置付けについて
9	2024.2.22	会員の近況報告・対話チーム主催のファシリテーションセミナーについて
10	2024.8.28	次年度の予算・事業計画について
11	2024.4.25	対話チームのチームビルディングについて

メディア掲載

日付	依頼者	内容
2023年12月18日	私学マネジメント協会	学びを創造する全員主役の対話型コミュニティ『LHR -Learn Hack Room-』

学校応援事業

学校の先生を支える人を増やし、働く環境を良くする事業。

主に地域社会、保護者に対して先生を支えたいと思う人を増やしていこうというコンセプトで、地域とともにある学校づくり(コミュニティ・スクール)の推進や、地域学校協働活動コーディネーター養成講座の企画を推進しています。

ミーティング

No.	開始	内容
1	2023年4月16日	2022年の振り返り
2	2023年7月22日	それぞれのプロジェクトと、作業DAYについて
3	2023年11月24日	事業計画、コーディネーター養成講座の協会化
4	2023年11月25日	会員交流会
5	2023年12月19日	協会をするメリット、参加者側の講座を受けるメリット
6	2024年1月28日	学校応援チームの目的の共有、現在の課題、プレイヤーを作る
7	2024年2月18日	2024年度に行いたい事業について
8	2024年3月15日	予算について、コミュニティ・スクールの今後について

プロジェクト

支援ツール評価開発

項目	内容
リーダー	いかけん

バディ	たからん、ソルティー
目的	先生の仕事を楽にするためのツールや仕組みを考える。要望に応じてオリジナルのツール作成、既存のツールの提案、ツール導入時の課題解決等を行う。 学習用教材やツール等のデータベース作成、学習指導要領のスキルツリー化等を行う。
発足理由	ITを使った校務など、働き方改革などを進めるにあたって強力な手段になるため。

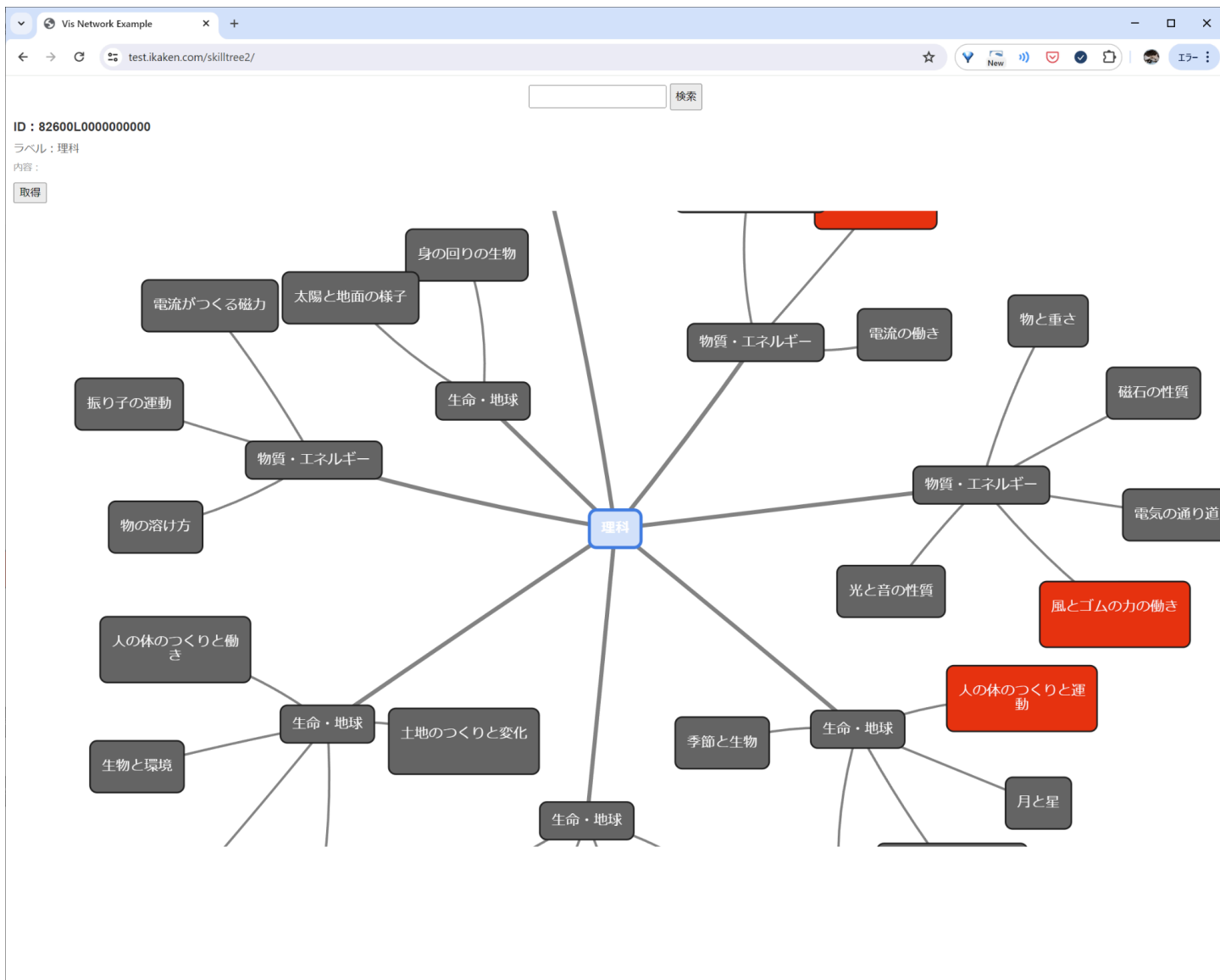
活動・ミーティング

No.	開始	タイトル
1	2023年4月13日	🌐支援ツールミーティング
2	2023年4月27日	🌐支援ツールミーティング
3	2023年5月12日	🌐支援ツールミーティング
4	2023年5月26日	🌐支援ツールミーティング
5	2023年6月23日	🌐支援ツールミーティング
6	2023年7月7日	🌐支援ツールミーティング
7	2023年7月21日	🌐支援ツールミーティング
8	2023年8月4日	🌐支援ツールミーティング
9	2023年8月18日	🌐支援ツールミーティング
10	2023年9月1日	🌐支援ツールミーティング
11	2023年9月15日	🌐支援ツールミーティング
12	2023年9月29日	🌐支援ツールミーティング
13	2023年10月13日	🌐支援ツールミーティング
14	2023年10月27日	🌐支援ツールミーティング
15	2023年10月28日	学習指導要領ミーティング
16	2023年11月9日	学習指導要領ミーティング
17	2023年11月10日	🌐支援ツールミーティング

18	2023年11月24日	🌐支援ツールミーティング
19	2023年12月8日	🌐支援ツールミーティング
20	2023年12月8日	学習指導要領ミーティング
21	2023年12月22日	🌐支援ツールミーティング
22	2024年1月5日	🌐支援ツールミーティング
23	2024年1月16日	学習指導要領ミーティング
24	2024年1月19日	🌐支援ツールミーティング
25	2024年2月2日	🌐支援ツールミーティング
26	2024年2月2日	学習指導要領ミーティング
27	2024年2月16日	🌐支援ツールミーティング
28	2024年3月1日	🌐支援ツールミーティング
29	2024年3月1日	学習指導要領ミーティング
30	2024年3月15日	🌐支援ツールミーティング
31	2024年3月29日	🌐支援ツールミーティング

成果

教員の負担低減に使えるようなツールの調査を行い、一部のツールは実際に使ってみて有効性を評価した。また、T-KNIT内で利用しているツールの設定等も行い、学校やコミュニティでのツール運用に関するノウハウの蓄積も行った。外部の協力者と連携し学習指導要領スキルツリーサービスの構築を行っている。



コミュニティ・スクールサポート

岩間第一小学校

項目	内容

リーダー	ソルティー
バディ	ちーちゃん、ゆう
目的	公立小学校・中学校をみんなが理想とする学校にするためにはどうすれば良いか？を第三者として現場に足を運び、研究・支援する
発足理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一人で行ってきたコミュニティ・スクールサポートだが、学校の支援は非常に難しく、たくさんの人手が必要になったため。 2. 現場に行くと分かることもたくさんあるため。

- 150周年記念事業を学校と一緒にできた
- 学校運営協議会の支援ができた
- 毎週の学校支援ができた
- オンラインの仕組みが構築できた

友部中学校

項目	内容
リーダー	ソルティー
バディ	やっこちゃん
目的	<p>PTAがコロナを経て、活動量が大きく減ってしまっているため、縮小する予定になった。しかし、元々、PTAは保護者としても続けたいと思う組織ではなくなっており、学校としても続けなければならないという負担感が募る組織になっている。</p> <p>縮小をキッカケにPTAの在り方を考え直し、学校運営協議会と協力し、新しい組織にしていきたい。</p>
発足理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. PTAが報告のみをする組織になり、形だけになっている 2. PTAの負担が校務分掌的にも大きい

	3. 縮小は決まったが、どうしていきべきかの道筋が見えていない 4. 協力者の人数が少ない
--	--

- 学校に話しを聞いた
- 学校運営協議会の支援ができた
- PTAにこれからのPTAを伝えられた
- PTA役員会で研修会を行った
 - 2024/2/22 友部中学校 PTA室にて40名に対し、研修
 - 2024/4/20 友部中学校 体育館にて300名に対し、講演

地域学校協働コーディネーター養成講座

項目	内容
リーダー	ソルティー
委託元	笠間市教育委員会
ビジョン	「早く大人になりたい！」って憧れられる大人をたくさん増やしていきたい
目的	俺には関係ないと考えてる人たちを動かす、気持ちを変える手法を学ぶ
発足理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「俺には自分の子供がいないから関係ない」という人が多くなっているから、子どもたちが不満を持ち、「大人はみんな信頼できない」と呟き、荒れている学級ができていくため。 2. コミュニティ・スクールの活性化や、学校の本質的な変革のためには地域・学校の間を取り持つ、第三者コーディネーターが必要であるとミーティングで結論が出たため。

活動

No.	開始	タイトル
1	2023年7月28日	すぐ分かるコミュニティ・スクール制度
2	2023年8月25日	意見が活発になる「協議」の進め方
3	2023年9月15日	1年目委員や忙しい教職員の関わり方
4	2023年9月29日	地域と学校が活性化する活動
5	2024年1月19日	学校の困り感の見つけ方・地域の課題の伝え方
6	2024年3月21日	地域との連絡の取り方(オンライン)
7	2024年3月28日	学校との調整の仕方、企画・立案の仕方(オンライン)

成果報告書はこちら(会員のみ閲覧可能)

- [10_笠間市コミュニティ・スクール研修会\(報告\)第1～5回_145533_marked.pdf](#)
- [報告_笠間市コミュニティ・スクール研修会\(第6～7回\).pdf](#)
- [アンケート・研修会\(回答\) - Google スプレッドシート.pdf](#)

石岡市PTA連絡協議会DX支援(受託事業)

項目	内容
リーダー	ソルティー
バディ	ゆづる(実行者)
委託元	石岡市PTA連絡協議会

目的	デジタルを活用したシン・PTAを作りたい
発足理由	石岡市のPTAがコロナで形骸化し、行事をなんでも拒否するようになった。このままでは行けないと思い、デジタルを活用した取り組みを進める改革派が行っているプロジェクトを支援してほしい

活動・ミーティング

NO.	開始	場所/ツール	参加人数	タイトル
1	6月18日(土)	石岡市ひまわりの館	約40人	シン・PTA研修会(PTA指導者研修会)
2	6月19日(日)	自宅		シン・PTA研修会の活動動画作成
3	7月7日(木)	石岡市ひまわりの館	約40人	子育てネットワーク委員会 研修会①
4	7月8日(金)	自宅		子育てネットワーク委員会 研修会動画作成
5	8月17日(水)	Zoom		オンライン会議用Zoomの貸出
6	9月27日(火)	石岡幼稚園	約10人	石岡市PTA連絡協議会 親睦会事業会議
7	10月28日(金)	LINE通話		Googleフォーム作成の相談
8	11月16日(水)	石岡市ひまわりの館	約50人	子育てネットワーク委員会 研修会②
9	11月17日(木)	自宅		子育てネットワーク委員会 研修会動画作成
10	12月20日(水)	石岡市ひまわりの館	約30人	親睦会事業についてヒアリング
11	2月17日(金)	石岡市ひまわりの館	約56人	子育てネットワーク委員会 研修会③
12	2月18日(土)	自宅		子育てネットワーク委員会 研修会動画作成
13	3月16日(木)	石岡幼稚園	6人	次年度の体制の引継ぎ等

成果

昨年度6月から市P連の伴走支援を実施したが、初年度ということで自分自身もどういう仕組みになっているかを把握しながら、できることから伴走支援を行っていった。伴走支援を行っている内容は自分自身は負担を感じることはないが、PTAの皆さんの負担感を肩代わりしていたり、相談できる人がいる安心感を与えることが大事だと思う。今年度も継続した支援を行うと同時に、ほかの市町村のPTAの伴走もできたらと思っています。

1	シン・PTA研修会の動画作成	https://youtu.be/ETeiDkpJIFM
2	子育て支援ネットワーク委員会研修会 動画作成①	https://youtu.be/9VIU6GgZDiU
3	子育て支援ネットワーク委員会研修会 動画作成②	https://youtu.be/scxmZLn207g
4	子育て支援ネットワーク委員会研修会 動画作成③	https://youtu.be/CKnFtYhKELA

令和5年度 地域とともにある学校づくり推進フォーラム(受託事業)

項目	内容
リーダー	ソルティー
バディ	なっちゅう、いーしゃん
委託元	文部科学省
目的	コミュニティ・スクールの趣旨を”正しく”理解させ、コミュニティ・スクールの実践に向けて動き出してもらう
発足理由	コミュニティ・スクールが努力義務化になったことにより、活動・導入が活発になった一方、理解不足のまま運営をし、学校の負担が増大することになっているため。

活動と成果

No.	開始	場所	参加人数	タイトル
1	2023年7月15日	茨城県水戸市	約1000名	地域とともにある学校づくり推進フォーラム2023 茨城

令和5年度 社会教育主事講習

項目	内容
リーダー	ソルティアー
ボディ	いかけん
委託元	宇都宮大学
目的	社会教育主事に求められる5つの資質・能力の向上、具体的な活動を触発していくコーディネーターとしての資質向上
委託理由	栃木県だけでなく、茨城県の参加者に対して有意義な情報の提供、自治会長のリアルな話を聞かせたい。

活動と成果

No.	開始	場所	参加人数	タイトル
1	2023年8月9日	茨城県笠間市	約40名	社会教育演習 地元の自治会長へのインタビュー
2	2023年8月10日	宇都宮大学	約90名	社会教育演習 ヒアリングの内容をプレゼンテーションとしてまとめる

具体的な成果については資料を参照(会員のみ閲覧可能)

コミュニティ・スクールとPTAの今後について(ラジオ)

項目	内容
リーダー	ソルティー
バディ	おこめ
目的	お互いのコミュニティ・スクール、PTAの課題を話し、ゆるく情報を得てもらえるラジオとして配信する

活動

日付	内容	URL
2024年2月29日	コミュニティ・スクールは誰を委員にしたほうが良いの？	https://youtube.com/live/zkEuaRfutYI?feature=share

その他 講演・研修・活動

日付	依頼者	内容
2023年4月16日	学校の先生(個人)	学校の先生相談会
2023年8月1日	NPO法人 教育のためのコミュニケーション	市民からできる教育活動とは？教育のための市民活動

2023年8月26日	NPO法人 河原部社	ニラサキ通トーク Vol.3 ~ 葦崎市の学校について~
2023年10月28日	一般社団法人 COMHCa	学校についてヒアリング
2023年11月29日	相馬さま(個人)	コミュニティ・スクールについて相談
2023年12月26日	下妻市 地域学校協働活動推進員グループ	コミュニティ・スクールについて相談
2024年1月12日	株式会社 Polifit	笠間市教育委員会にPolifitの使用についてプレゼン
2024年1月19日	矢吹さま(個人)	教育関係の授業について相談
2024年1月22日	原田さま(個人)	校則について相談
2024年1月28日	宮城県石巻高等学校	ブラック校則についてインタビュー
2024年1月31日	下妻市 地域学校協働活動推進員グループ	コーディネーターの今後について相談
2024年2月10日	茨城県立土浦第一高等学校	ヨギ校長へ子供たちの学習機会についてプレゼンテーション
2024年2月15日	株式会社 Polifit	笠間市教育委員会にPolifitの使用についてプレゼン
2024年3月1日	萩谷さま(個人)	地域学校協働活動、コミュニティ・スクールについての質問と相談
2024年3月2日	下妻市 地域学校協働活動推進員グループ	コーディネーターの今後について相談
2024年3月5日	仁平さま(個人)	コミュニティ・スクールとキャリア教育を進めるための予算取りについて

メディア掲載

日付	依頼者	内容
2024年3月22日	ICHI COMMONS	サステナNet 掲載

運営

T-KNITの運営に関わるサポートと、ティーチャーズアソシアの更新、メルマガの配信などを行っています。

事務局広報

T-KNITの情報周知に関わる内容をお届けします。

媒体	変化	感想
メールマガジン	283→303	学校応援チームとして毎週配信し教員と一般に分けてデータを取る。イベント告知は公開後と直前に配信。
LINE公式	50	配信していない。
Peatix	838→885	毎月LHRとLHR Freeは開催をした。SNSでの告知を増やしたため以前より参加者は増加傾向。
Facebookページ	573→594フォロワー	イベント告知の投稿がメイン。
Facebookグループ(LHR)	127→224	継続的な実施、Xなど各種SNSでの告知で参加者が増加傾向。
Youtube	67→76	2023年度はあこがれ先生の告知がほとんど。講座の配信や会員などとの対話は良いかもしれない。
Twitter(X)	新規→24フォロワー	イベントなどの告知がメイン。

ティーチャーズメディア

項目	内容
リーダー	ソルティー
ボディ	いかけん、りょうた
目的	「先生の気づきがそこにある」をコンセプトに、教職員(学校の先生)を中心とした意欲的教育活動を行っている方々に向け、これからの教育や、教員、地域の関わり方に気づきを与える教育情報メディアです。

	多様な課題意識や公民を交えた専門的な視点から、現在の学校の『そもそも』を研究し、教員の本音を伝えていきます。
発足理由	SEOを活用し、悩める先生に情報を届けたい。また、T-KNITの認知・収益の拡大を図る媒体の一つとしたい。

成果

- 学校運営、コミュニティ・スクールに関する記事を作成しコンテンツ総数は99→118に増やしました。
- メールマガジンのバックナンバーはT-KNITホームページで配信。



アクセス数(ページビュー)は年間13万アクセス(月あたり約1万アクセス)

検索タイプ: ウェブ  日付: 2023/04/01-2024/03/31  + 新規		最終更新日: 2時間前
コミュニティスクール 失敗例	1	
塾講師1日の流れ	1	
コミュニティスクール デメリット	1	
コミュニティスクール メリットデメリット	1	
学校運営協議会 問題点	1	
クイズレットライブ やり方	1	
コミュニティスクール 批判	1	
塾講師の一日	1	
学校 地域連携 デメリット	1	
コミュニティスクール pta	1	
塾講師 スケジュール	1	
校則 なくす方法	1	

主にコミュニティ・スクールや学校運営協議会関連のキーワードで1位・上位を獲得。検索経由で月平均5,000~6,000のアクセスがある。

アソシアマガジン (note & メールマガジン)

項目	内容
担当者	いがぐり、ソルティー
目的	T-KNIT会員の取り組みや、考え方を内外に広げる
発足理由	メールマガジン会員とのコミュニケーションを取っていきたい。

成果

購読者は301名。(2024年4月30日時点)

平均開封率は45%と高い数値になった。(業界のメルマガ開封率の平均は20%前後)

事務局・事務局会計

活動と成果

No.	タイトル
1	感謝メッセージ 毎月案内は出したものの参加者は少ない月が多かった。 新しく入ってきた人の為にも今後も継続していく。
2	オールメンバーミーティング 3か月に一度開催。やはり参加者は少ないものの、内容的には濃い物となってきました。Slack内での報告もまとめて投稿していく事も含めて継続。団体をよりよくしつつ、チームごとの活動内容のシェアや協同も進めていきかけの時間になるようにしたいです。
3	会員管理業務 毎週月曜日の事務局にて速やかに入・退会の確認等を行っています。
4	会計業務 プロジェクトの会計業務に今年も追われてしまいました。それに伴い、決算関係も遅れてしまいました。今年度以降の会計業務についても話し合いを進めています。
5	業務改善作業 主に、会計業務。Slackを通して会員のフォローアップ、各プロジェクトのサポート

第2号議案

2023年度 決算報告

2023年 活動計算書

活動計算書

2023年4月1日～2024年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1.受取会費		
理事		
正会員	391,000	
賛助会員	57,000	448,000
2.受取寄付金		
受取寄付金		0
3.事業収益		
対話事業	49,892	
学校応援事業	1,296	
メディア事業		
地域と共にある学校づくり推進フォーラム	3,000,000	
受注事業	488,713	3,539,901
5.その他収益		
前年度未収金	15,000	
受取利息	27	
消費税等調整額	16	
雑収入		
管理収益		15,043

経常収益計①		4,002,944
II 経常費用		
1.事業費		
(1)人件費		
給与手当		
アルバイト人件費		
人件費計②	0	
(2)その他経費		
印刷製本費	49,892	
会場借上費		
業務委託費	3,334,290	
広告宣伝費	650,000	
講師謝礼金	346,568	
支払手数料		
消耗品費		
賃借料		
通信運搬費		
旅費交通費	4,956	
雑費		
その他経費計③	4,385,706	
事業費計②+③=④		4,385,706
2.管理費		
(1)人件費		
給与手当		
法定福利費		
アルバイト人件費		
人件費計⑤	0	
(2)その他経費		
広告宣伝費	1,722	
講師謝礼金		
旅費交通費		
雑費		
雑損出	10	
印刷製本費	2,900	

福利厚生費			
通信運搬費	75,476		
会議費	11,000		
研修費			
会費・参加費			
消耗品費	13,524		
水道光熱費			
地代家賃			
租税公課	1		
業務委託費	232,725		
前年度未払金	83,625		
支払手数料	19,383		
その他経費計⑥	440,366		
管理費計 ⑤+⑥=⑦		440,366	
経常費用計 ④+⑦=⑧			4,826,072
当期正味財産増減額 ①-⑧=⑨			-823,128
前期繰越正味財産額 ⑩			941,161
次期繰越正味財産額 ⑨+⑩			118,033

2023年 貸借対照表

貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	167,476		
未収金	21,375		
流動資産合計		188,851	
2.固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			188,851
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	70,818		
流動負債合計		70,818	
2.固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			70,818
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		941,161	
当期正味財産増減額		-823,128	
正味財産合計			118,033
負債及び正味財産合計			188,851

2023年 財産目録

会計財産目録

2024年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金			
現金	1,439		
ゆうちょ銀行	166,037		
未収金			
2023年度会費(12名分)	12,000		
地域とともに未返金	9,375		
流動資産合計		188,851	
2.固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			188,851
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金			
業務委託未払い・会員立替	63,210		
地域とともに返金	4,619		
ストライプ手数料(12名分)	444		
三井住友VISAカード	2,545		
流動負債合計		70,818	
2.固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			70,818
正味財産合計			118,033

2023年度 会員数

2024年3月31日現在

- 正会員:31名
- 賛助会員
 - 個人:18口
 - 法人:0口
- メルマガ会員
 - メルマガ:301名
 - Peatix:885名
 - LINE公式:50名


2023年度 監査報告

2023年度 監査報告

特定非営利活動法人 教員支援ネットワーク-KNIT

代表理事 塩畑 貴志 殿

2023年度における会計書類、帳簿、証拠書類及び現金、預金を監査した結果、適正に処理されていたことを認めます。

監事 伊藤 康夫 

2024年5月17日

第3号議案

2024年度事業計画

1. 基本方針

『先生の幸せを増やし、子どもたちが幸せになる』という目的実現へ向け、先生自身の育成と、先生を取り巻く環境の改善の2軸で力を入れたいと思います。今年度は基盤強化を行い、組織の仕組み化を重点的に行います。

2. 事業実施に関する事項

2024年度に行う事業一覧

対話事業	LHR	主催	LHR オンラインの開催
		主催	LHR free
	Edcamp	主催	Edcamp茨城
	セミナー	主催	セミナー（講師をお呼びする）
	ファシリテーション向上	主催	内部向け研修会の企画
主催		ファシリテーションセミナーの開催	
学校応援事業	支援ツール	主催	先生の業務改善に繋がるツール類の評価と開発
		主催	学習指導要領スキルツリー
	地域学校協働	委託	コミュニティ・スクールサポート(岩間第一小学校)
		委託	【笠間市】地域学校協働コーディネーター養成講座
		委託	【各地】コミュニティ・スクール研修
		委託	群馬県コミュニティ・スクールオンデマンド研修
		委託	石岡市PTA連絡協議会DX支援
委託	社会教育士フォローアップ講習		

		主催	社会教育士コミュニティの創出
		主催	教員向けお悩み電話相談サービス
		主催	教育ITDX最先端授業プロジェクト
		委託	社会教育主事講習
		主催	コミュニティ・スクール推進コンテンツの作成

全体計画

4月	会計&総会資料準備
5月	総会
6月	
7月	オールメンバーミーティング
8月	
9月	暑気払い・交流会
10月	オールメンバーミーティング
11月	ガバナンス認証 承認
12月	忘年会
1月	オールメンバーミーティング 次年度計画打ち合わせ(活動会員について)
2月	次年度計画準備&作成
3月	

3. 事業実施に関する事項の解説

対話事業(担当理事:はーり)

対話事業は、会員同士、または会員だけでなくオープンな形式の2種類のイベントを計画しています。会員同士のイベントでは、お互いの考えや価値観を理解し合いながら、自分の明日からの行動につなげるセミナーや対話会を企画します。オープンなイベントでは、昨年同様に多種多様な人たちが集まり、明日の教育を対

話すLHR-Learn Hack Room-を中心に、教育に携わる全ての人が価値を感じられるイベントを企画します。

LHR-Learn Hack Room-

学校の先生を中心に教育に強い関心のある方々が、業種や性別、年齢を問わずに集まり、対話をして明日からの教育活動をもっと良いものにしていく活動がLHR-Learn Hack Room-です。

Edcamp

Edcampは世界中で実施されている、教育をテーマにした対話方のワークショップです。老若男女様々な属性の人が集まり、明日の教育のために熱くディスカッションをかわします。その特徴は参加者自身が対話のテーマを選び、各テーブルごとに分かれてそれぞれの考えや経験、価値観を共有していきます。

オンラインセミナー(新規)

明日からの生活に生かせるような内容のセミナーを計画しています。まずは会員向けに実施・検討し、それが対外的にする価値があるものだと判断できれば、オープン形式での実施をしていく予定です。

学校応援事業(担当理事:ソルティアー)(補佐:いかけん)

学校応援事業は学校の先生を直接助ける活動ではなく、学校の先生を応援したいという人を増やしたり、学校の先生が働きやすい環境を、整える活動を行っていきます。

名前	内容
支援ツール評価開発	【支援ツール動画紹介(リーダー:ソルティアー)】 先生の仕事が楽になる(かもしれない)ツールを実際に使って、動画で紹介する。 【支援ツール開発(リーダー:いかけん)】 先生から要望のあったツールや、T-KINT内部で使いそうなツールを作成する。 【学習指導要領スキルツリー(リーダー:いかけん)】 学習指導要領をスキルツリー化する。外部メンバーと連携し、LINEグループ上で進めている。
コミュニティ・スクールサ	(リーダー:ソルティアー)

ポート	コミュニティ・スクールの学校運営協議会委員として運営サポートを行います。現在のサポート校は『笠間市立岩間第一小学校』。
石岡市PTA連絡協議会DX支援	(リーダー:ゆづる) 石岡市PTA連絡協議会の活動を動画撮影したり、Googleフォームなどの作成を手伝います。また、単P会長会議などのサポートを行い、PTAの皆さんを助けます。
社会教育主事講習(一部委託)	(リーダー:ソルティー) 宇都宮大学で行われている社会教育主事講習の一部を手伝います。

【笠間市】地域学校協働コーディネーター養成講座(新規)

笠間市教育委員会から委託を受けてコミュニティ・スクールに関する研修を行います。今年度は

1. 新規、学校運営協議会委員さん向けに2回
2. 地域学校協働活動コーディネーター向けが5回

全7回の予定です。

また、教職員向けの講座を行う場合は別途追加されます。

【各地】コミュニティ・スクール研修(新規)

笠間市から波及し、コミュニティ・スクール研修をお願いされる予定があります。

現在は

- ひたちなか市
- 大洗町
- 石岡市
- 日立市

です。内容は笠間市と同じ内容を市の状況に合わせた内容に組み直して実施します。ただし、あくまでも予定のため、実施されるかは分かりません。

群馬県コミュニティ・スクールオンデマンド研修(新規)

群馬県全域の校長(学校)向けにコミュニティ・スクールに関するオンデマンド配信を行います。群馬県庁で撮影し、編集は群馬県庁の職員が行います。

社会教育主事ラウンドテーブル(新規)

宇都宮大学から社会教育主事のフォローアップ講習(ラウンドテーブル)を行います。『実践』、『情報共有』、『繋がり』の3つのねらいを持ってこの講習を行います。

社会教育士の活動に関する実践発表をラウンドテーブルで行い、今年度の社会教育士をファシリテーターとして練習させます。

社会教育士コミュニティの創出(新規)

フォローアップ講習後、『情報共有』、『繋がり』の2つのねらいを持ってこのコミュニティを運営します。特に『繋がり』を重視したコミュニティを創出します。

主な活動は月一回の社会教育士の実践発表&対話会を行います。

教員向けお悩み電話相談サービス(新規)

教員のお悩み相談サービスを展開していきます。需要を確かめるため、グループでの無料でお悩み相談サービスを展開し、需要を確認できた後、個別での有料電話相談サービスの展開を図っていきます。

教育ITDX最先端授業プロジェクト(新規)

すべての生徒に生成AIを届けるために授業のナレッジデータベースを作りたい。

最先端の授業をおこなってその知見をオープンに共有し、IT分野に詳しくない先生でも一定のクオリティの授業が行えるようになるのが理想です。

松尾研究所(LLMコミュニティ)や、IT情報教育で実績がある山口さまと連携して行います。

今年度は一校選び、形を作ることを目指します。

対象校は

- 横浜創英高校
- IT未来高校
- 土浦第一高校
- バンガロールインターナショナルスクール
- 姫路女学園高校

から選びます。

地域人材プラットフォーム開発(新規)

地域人材を一挙に集めるプラットフォームを開発します。プラットフォームは株式会社Porifitを使わせていただき、コーディネーションをT-KNITが担う予定です。

ただし、委託(文部科学省)は県教育委員会と一緒に進める必要があり、受けられていません。そのため、まだ企画段階の状態なので、水面下で進めています。

事務局(担当理事:いーしゃん)

運営・事務局は今後は活動を拡充するためにマンパワーに頼るところと、マンパワーに頼らなくてもできるところ(システム・サービス)の2つを切り分け、強化していきます。

特にマンパワーに頼る会計業務や、日程調整、広報に関する作業は事務局として雇用することも検討します。

マンパワーに頼るところも、各チームとの連携をスムーズにし、プロジェクトや活動の把握を漏れなくするために、予算案を含む各プロジェクトや活動の企画書テンプレートを作成・試験運用予定です。

源泉徴収について

2024年4月1日より、団体活動の中で行わなければならない業務において委託をした場合、支払うべき業務委託費から源泉徴収を行い、翌月10日までに税務署に収める事とします。

業務委託費を支払う先が法人の場合はその限りではありません。

マイナンバーのお預かりについて

源泉徴収を行うにあたり、マイナンバーをお預かりすることになります。マイナンバーのお預かりについては、個人情報保護法に準じた取り扱いをします。今年度は、紙ベースでのお預かりとし、事務局本部にて厳重な保管をします。尚、事務局人員は個人情報取り扱いの契約を締結しています。

インボイスについて

事務局・理事会検討案件とし、関係各所と相談の上インボイス登録を検討します。

個人事業主についても必要な事となるので勉強会の開催も検討します。

メディアチームと広報の統合について

昨年より事務局広報として以下の業務で活動を開始し、それまで独立していたメディアチームを改めて事務局広報に統合し、Slackのチャンネル名も変更、活動内容も精査しました。

- ・毎月の内部イベント・外部イベントの告知と報告の発信
- ・メルマガを定期的な「コミュニティスクール関連」「教員向け関連」と不定期な「イベント告知等」に分けて行うことにします。
- ・HPやSNSの管理も事務局広報として行います。
- ・会員、賛助会員や寄付金を集めるための外部広報活動も行います。HPやSNSだけでなく、リアルな交流会、勉強会への参加や、旧メンバーへのアプローチも行います。

第4号議案

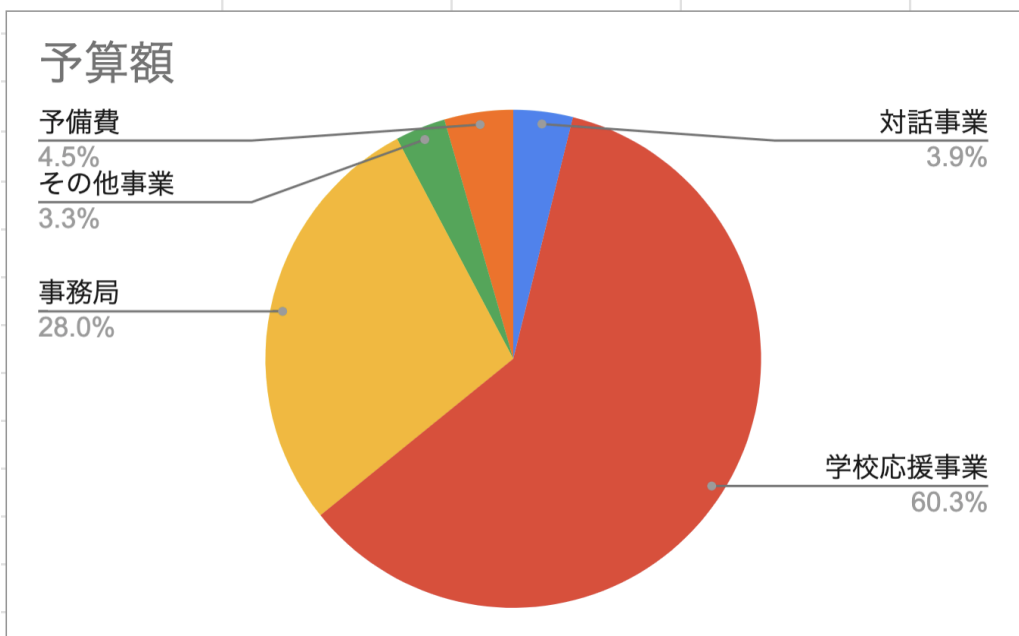
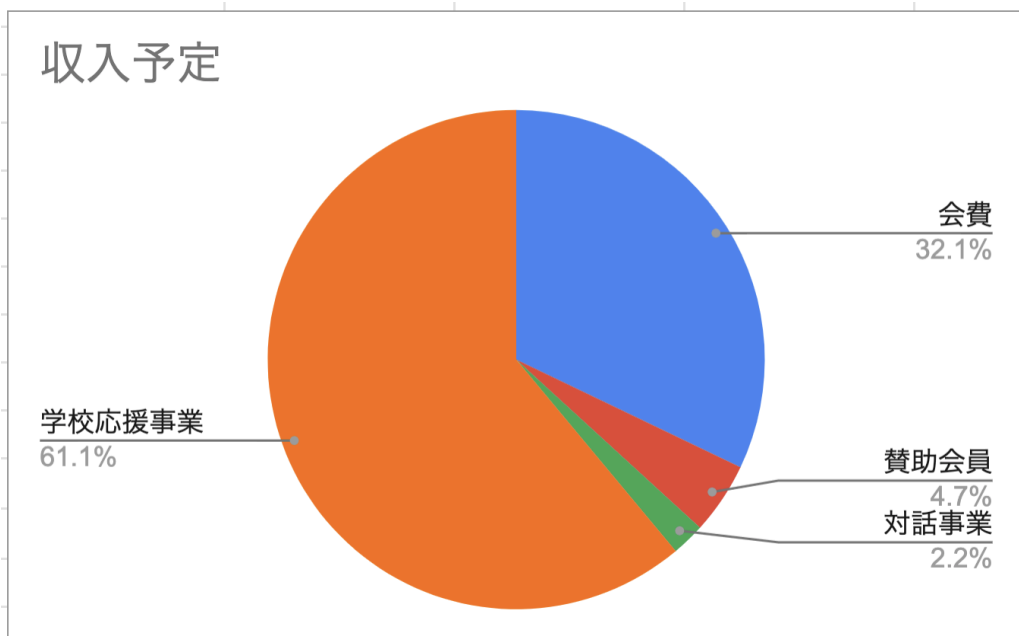
2024年度 収支予算

2024年度 活動予算書

収支予算

	項目	前年度予算額	予算額	増減(今年-前年)	摘要
収入 の部	会費	432,000	372,000	△60,000	会員数 42名→31名
	賛助会員	33,000	54,000	21,000	口数 5口→18口
	前期繰越金	800,000	118,033	△681,967	
	対話事業	740,000	25,000	△715,000	
	学校応援事業	3,818,000	708,000	△3,110,000	
	その他事業	0	0	0	オフ会、すぐスポ等
	雑収入	0	43	43	預金利子等
	収入合計	5,823,000	1,277,076	△4,545,924	
支出 の部	対話事業	1,010,300	55,000	△955,300	LHR、セミナー&ワークショップ等
	学校応援事業	3,770,000	699,000	△3,071,000	校務支援ツール、地域学校協働等
	事務局	735,800	334,960	△400,840	会計、共有使用ツール費用等
	その他事業	0	38,040	38,040	外部連携(サービスグラントなど)
	予備費	0	150,076	150,076	会員企画プロジェクトの予算など
	支出合計	5,516,100	1,277,076	△4,239,024	
当期収支		306,900	0		収入合計-支出合計

収支予算グラフ(受託事業を除く)



第5号議案

役員を選任並びに承認を求める件

役職	氏名	事由	期間
代表理事	塩畑 貴志	継続	2024年4月1日～ 2025年5月31日
副代表理事	平嶋 一輝	継続	2024年4月1日～ 2025年5月31日
副代表理事	井川 健一	継続	2024年4月1日～ 2025年5月31日
理事	井出 規子	継続	2024年4月1日～ 2025年5月31日
理事	山田 優	継続	2024年4月1日～ 2025年5月31日
理事	小川 美穂	退任	2023年4月1日～ 2024年5月31日
理事	羽鳥 直道	継続	2024年4月1日～ 2025年5月31日
監事	伊藤 康夫	継続	2024年4月1日～ 2025年5月31日

特定非営利活動法人 教員支援ネットワーク T-KNIT定款

次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 教員支援ネットワーク T-KNITという。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県笠間市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育者の業務負担を軽減し、教育者が“子供の成長”という目的の為に力を注げるようサポートを行い、子供たちが自らの才能を開花させ、成長した子供たちがより良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条

1. この法人は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1.1. 特定非営利活動に係る事業
 - 1.1.1. ICTを用いた教員負担軽減にかかわる事業
 - 1.1.2. 地域資源を活かし課題を解決していく事業
 - 1.1.3. 教材・プログラムの製作事業

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、

- 1.1.4. ウェブサイト・メディアを用いた情報発信事業
- 1.1.5. 会報及び出版物の発行にかかわる事業
- 1.1.6. 人材育成にかかわる事業
- 1.1.7. 課題を解決していくコミュニティビジネスにかかわる事業
- 1.1.8. 学内外での授業や体験学習の企画・準備・運営などにかかわる事業
- 1.1.9. その他目的を達するために必要な事業
- 1.2. その他の事業
 - 1.2.1. 物品販売の事業
 - 1.2.2. 各種企画の事業
 - 1.2.3. 教材販売の事業
 - 1.2.4. その他目的を達するために必要な事業

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推

進する個人

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(3) 登録会員

この法人からの情報を得る、イベントに参加するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推進することを条件とし、正会員以外の入会については、特に条件を定めない。

1. 正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代表理事に提出するものとする。
2. 代表理事は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
3. 代表理事は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由とともに本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及びその他の会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員及びその他の会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

理事のうち、1人を代表理事とする。必要性が認められた場合に限り、2人以下の副代表理事を置くことができる。

(選任等)

第14条

1. 理事及び監事は、総会において選任する。
2. 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねること

とができない。

べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(職務)

第15条

1. 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2. 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5. 監事は次に掲げる職務を行う。
 - 5.1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 5.2. この法人の財産の状況を監査すること。
 - 5.3. 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - 5.4. 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - 5.5. 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述

(任期等)

第16条

1. 役員の任期は1年（次回の通常総会まで）とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(辞任)

第19条 役員から辞任の意向があった時は、理事会の議決により、これを解任することができる。

(報酬等)

第20条

1. 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。
2. 役員にはその職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第21条

1. この法人に事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
2. 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱する。
3. 事務職員は代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条(臨機の措置)において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条

1. 通常総会は毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
2. 臨時総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - 2.1. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - 2.2. 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - 2.3. 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条

1. 総会は前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第29条

1. 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条

1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のために総会に出席できな

い正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
4. 前項の規定により表決した正会員は、第28条（定足数）、第29条（議決）第2項、第31条（議事録）第1項第2号、第53条（定款の変更）の適用については、総会に出席したものとみなす。
5. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

1. 4. 議事の経過の概要及び議決の結果
1. 5. 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。
3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 3. 1. 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 3. 2. 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 3. 3. 総会の決議があったとみなされた日
 3. 4. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（議事録）

第31条

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 1. 1. 日時及び場所
 1. 2. 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 1. 3. 審議事項

第6章 理事会

（構成）

第32条 理事会は理事をもって構成する。

（権能）

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 会員からの企画提案に関する事項

- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

事が指名したものがこれに当たる。

(開催)

第34条 理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第35条

1. 理事会は代表理事が招集する。
2. 代表理事は、第34条(開催)第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理

(定足数)

第37条 理事会は理事総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第38条

1. 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
2. 理事会の議事は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第39条

1. 各理事の表決権は平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続による

オンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

4. 前項の規定により表決した理事は、第37条、第38条及び第39条第2項、第39条第3項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
5. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - 1.1. 日時及び場所
 - 1.2. 理事総数、出席者数及び出席者氏名
(書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - 1.3. 審議事項
 - 1.4. 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 1.5. 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

なければならない。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条

1. 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設定することができる。
2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経

(予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条

1. この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第54条

1. この法人は次に掲げる理由により解散する。
 - 1.1. 総会の決議

- 1.2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 1.3. 正会員の欠亡
 - 1.4. 合併
 - 1.5. 破産手続きの開始
 - 1.6. 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の理由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 3. 第1項第2号の理由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(剰余金の非分配)

第55条 この法人は剰余金の分配は行わない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

理事 細田 侑

監事 塩畑 翔

監事 伊藤 康夫

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成32年3月末日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条(事業計画及び予算)の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条(事業年度)の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月末日までとする。

6 この法人の設立当初の正会員及び賛助会員の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金 無料
	年会費 1000円
(2) 賛助会員	入会金 無料
	年会費 1口 1000

円

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1. この定款はこの法人の設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 塩畑 貴志

副代表理事 菊地 章雄

理事 小勝 さやか

理事 林 紘平